

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年6月3日提出

【計算期間】 第4計算期間  
(自 2024年9月11日 至 2025年3月10日)

【ファンド名】 iFreeETF S&P500 ( 為替ヘッジなし )

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐野 径

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 佐竹 優子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所  
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「S&P500指数（配当込み、円ベース）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

**商品分類表**

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF	インデックス型
追加型投信	海 外 内 外		MRF ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本 北米	ファミリー ファンド	あり ( )	日経 225
不動産投信	年4回	欧州			
その他資産 ( 投資信託証券 ) ( 株式 一般 )	年6回 ( 隔月 )	アジア			TOPIX
資産複合 ( )	年12回 ( 毎月 )	オセアニア 中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ( )	アフリカ 中近東 ( 中東 ) エマージング			その他 ( S&P500指数 ( 配当込み、 円ベース ) )

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	M M F（マネー・マネジメント・ファンド）	「M M F等の運営に関する規則」に定めるM M F
	M R F（マネー・リザーブ・ファンド）	「M M F等の運営に関する規則」に定めるM R F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの	
	公債	目論見書等において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの	
	社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの	
	その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの	
	格付等 クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの	
不動産投信	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率について固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
決算頻度	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

**1 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。**

※効率性の観点から、米国株式の指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

●為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

S&P500<sup>®</sup>について

S&P500は、S&P Dow Jones Indicesが算出しているアメリカの代表的な株価指数で、ニューヨーク証券取引所、NASDAQに上場している銘柄から代表的な大型株500銘柄の株価を基に算出される時価総額加重平均型株価指数です。

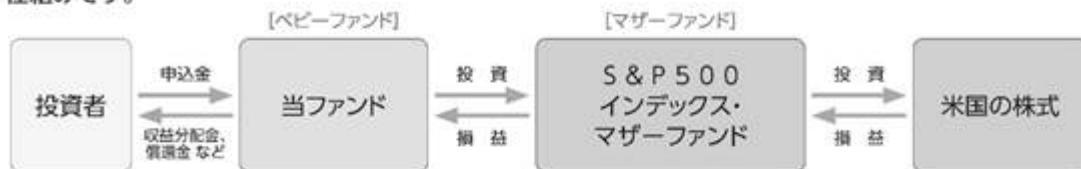
世界の機関投資家の運用実績を測定するベンチマークとして幅広く利用されています。

「S&P500指数（配当込み、円ベース）」は、S&P Dow Jones Indicesが算出する「S&P500指数（配当込み、米ドルベース）」を元に大和アセットマネジメントが円換算したものです。

## ファンドの仕組み

### ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

## 2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

## 3 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は5,000口以上1口単位となります。

## 4 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は5,000口以上1口単位となります。

## 5 毎年3月10日および9月10日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2023年9月10日までとします。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

S&P500（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、この使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

### ● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指標の構成銘柄のすべてを指標の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指標の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指標の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指標先物およびETFと指標の動きの不一致（先物およびETFを利用した場合）
- ・株式、株価指標先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・株式、株価指標先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- ・指標の構成銘柄の入替えおよび指標の算出方法の変更による影響

(2) 【ファンドの沿革】

2023年5月10日	信託契約締結、当初設定、運用開始
2023年5月12日	受益権を東京証券取引所に上場
2025年3月25日	2025年3月24日時点の受益権を1対10の割合で再分割

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
一部解約金など　　お申込金（ 3 ）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 一部解約金の支払いに関する事務 など
1 一部解約金など　　お申込金（ 3 ）		
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 など
運用指図 2	損益　　信託金（ 3 ）	
受託会社	みずほ信託銀行株式会社  再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
損益　　投資		
投資対象	米国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）米国の企業のD R（預託証券） 米国株式の指数との連動をめざすE T F（上場投資信託証券）など  ( ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 )	

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

< 委託会社の概況（2025年3月末日現在）>

- ・資本金の額 414億2,454万1,896円

- ・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率 %
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	652,132	20.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 主要投資対象

S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の株式（D R（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をS&P500指数（配当込み、円ベース）の変動率に一致させることをめざします。
- 効率性の観点から、マザーファンドにおいて米国株式の指標との連動をめざすE T F（上場投資信託証券）に投資する場合があります。
- ロ．マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指標先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指標先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ホ．デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンダムの特色>をご参照下さい。

## （2）【投資対象】

- 当ファンダムにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ．有価証券
    - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、およびに定めるものに限ります。）
  - ハ．約束手形
  - ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ．為替手形
 

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

      - 1．株券または新株引受権証書
      - 2．国債証券
      - 3．地方債証券
      - 4．特別の法律により法人の発行する債券
      - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

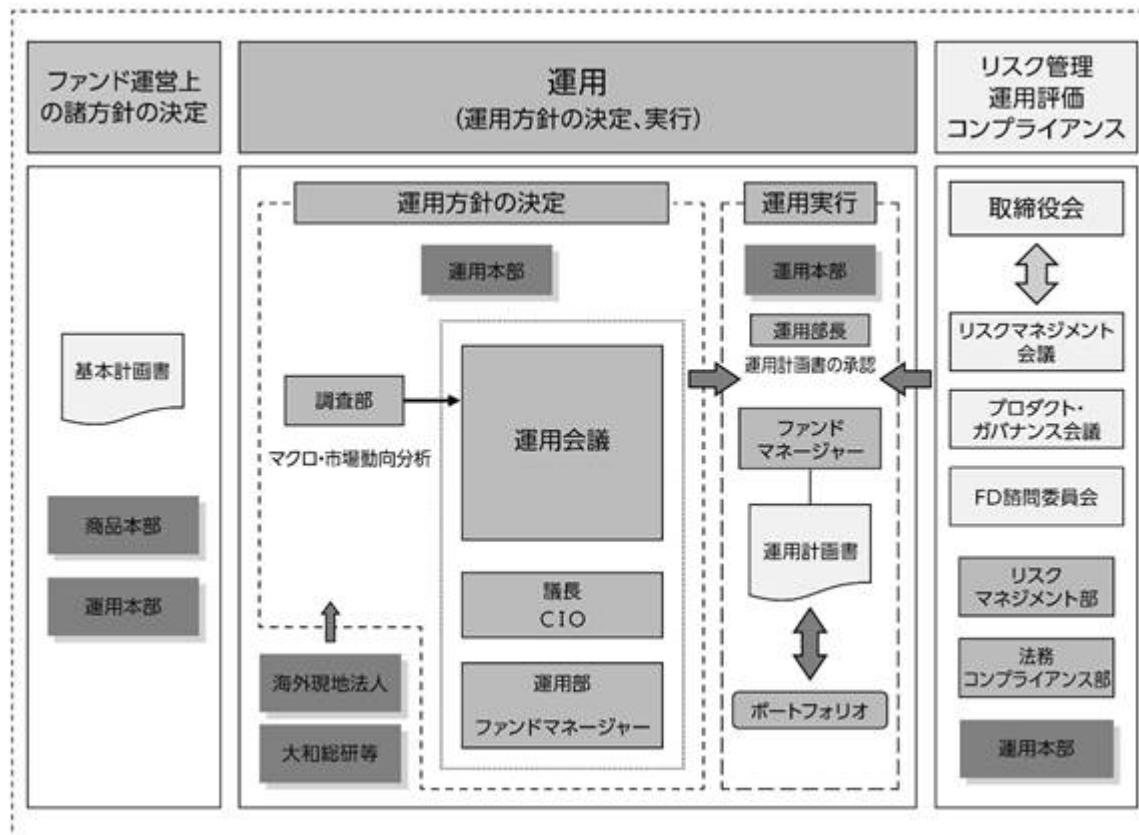
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

##### ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

##### イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

- 運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
- ・基本的な運用方針の決定
  - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- . Deputy-CIO (0~5名程度)
- CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ . インベストメント・オフィサー (0~5名程度)
- CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ . 運用部長 (各運用部に1名)
- ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ . 運用チームリーダー
- ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- ヘ . ファンドマネージャー
- ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10~20名程度です。

イ . リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ . プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ . FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2025年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および信託報酬等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

## 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

## 投資信託証券（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 投資する株式等の範囲（信託約款）

- イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## 信用取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 口. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行なうものとします。
- 外貨建資産（信託約款）**
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）**
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約取引（信託約款）**
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 口. 前イ.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ. 前口.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 信用リスク集中回避（信託約款）**
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入れ（信託約款）**
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 口. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## &lt;参考&gt; マザーファンド（S&amp;P500インデックス・マザーファンド）の概要

## (1) 投資方針

## 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- (a) 米国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）
- (b) 米国の企業のD R（預託証券）
- (c) 米国株式の指数との連動をめざすE T F（上場投資信託証券）

## 投資態度

イ. 主として、米国の株式（D R（預託証券）を含みます。）（ ）に投資し、投資成果をS&P500指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

効率性の観点から米国株式の指数との連動をめざすE T F（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することができます。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

二. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

## イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、およびに定めるものに限ります。）

## ハ. 約束手形

二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

#### 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

#### 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

### スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

二．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

二．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### 外国証券への投資に伴うリスク

###### イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

###### ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

##### その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受けたものとして取扱います。

## (3) 他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

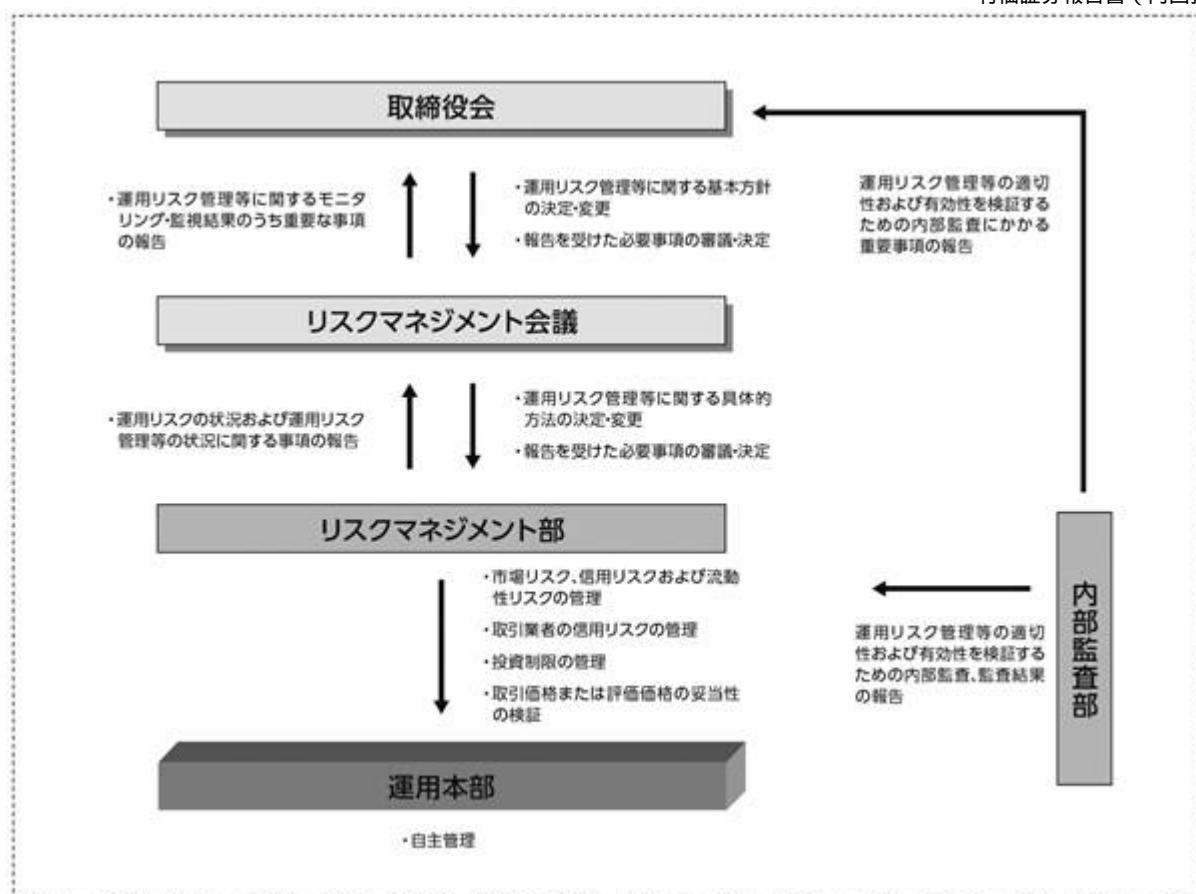
### 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



### 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



\*各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

\*ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

\*当ファンドは、2025年3月25日を効力発生日として受益権1口を10口に分割いたしました。受益権分割前の分配金再投資基準価額は、受益権分割を考慮して修正した値です。

### \*資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバルダイバーシファイド（円ベース）

### \*指標について

●配当込みTOPIXの指値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX純研または株式会社JPX純研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数值の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指標です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに開示している責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

販売会社については、下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

販売会社は、受益者が一部解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

信託財産留保額

ありません。

換金手数料は、換金に伴う取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.077%（税抜0.07%）以内を乗じて得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託会社 年率0.05%（税抜）以内

受託会社 年率0.02%（税抜）以内

なお、提出日現在における信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.077%（税抜0.07%）を乗じて得た額となっており、委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっています。

委託会社 年率0.05%（税抜）

受託会社 年率0.02%（税抜）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標（こ

れに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

\* 提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に対して年率0.05%程度を乗じて得た額(ただし、年間150万円を下回る場合は150万円)となります。

\* 提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。

- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( ) 売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。

##### 個人の投資者に対する課税

###### イ．受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

###### ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

#### 八．損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

##### イ．受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

##### ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（）されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- ( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( ) 上記は、2025年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】 (2025年3月31日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,773,334,384	100.00
内 日本	3,773,334,384	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	124,052	0.00
純資産総額	3,773,458,436	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 【投資資産】 (2025年3月31日現在)

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ . 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	S & P 500インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,101,864,326	3.4880 3,843,324,035	3.4245 3,773,334,384	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
第1計算期間末 (2023年9月10日)	1,209,820,788	1,212,196,116	12,223.9	12,247.9	12,245
第2計算期間末 (2024年3月10日)	3,485,142,149	3,495,146,805	14,282.4	14,323.4	14,300
2024年3月末日	3,708,796,035	-	14,905.8	-	15,000
4月末日	3,300,466,903	-	15,048.9	-	15,010
5月末日	1,873,769,192	-	15,401.1	-	15,390
6月末日	1,801,570,156	-	16,586.6	-	16,620
7月末日	3,038,667,322	-	15,573.6	-	15,745
8月末日	3,292,426,398	-	15,234.5	-	15,295
第3計算期間末 (2024年9月10日)	3,106,895,557	3,120,406,981	14,716.5	14,780.5	14,670
9月末日	3,204,539,168	-	15,353.6	-	15,235
10月末日	3,497,254,525	-	16,756.0	-	16,610
11月末日	4,443,755,674	-	16,979.3	-	16,955
12月末日	4,281,097,118	-	17,748.0	-	17,990
2025年1月末日	4,410,545,022	-	17,627.0	-	17,725
2月末日	4,213,457,493	-	16,509.4	-	16,580
第4計算期間末 (2025年3月10日)	4,170,750,628	4,189,594,180	15,936.2	16,008.2	15,865
3月末日	3,773,458,436	-	1,564.35	-	1,546

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

#### 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	24.0
第2計算期間	41.0
第3計算期間	64.0
第4計算期間	72.0

#### 【收益率の推移】

	収益率(%)

第1計算期間	17.2
第2計算期間	17.2
第3計算期間	3.5
第4計算期間	8.8

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	129,972	31,000
第2計算期間	630,000	484,956
第3計算期間	571,000	603,900
第4計算期間	698,100	647,500

(注) 当初設定数量は10,272口です。

#### (参考) マザーファンド

##### S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド

#### (1) 投資状況 (2025年3月31日現在)

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	409,978,902,506	92.79
内 アメリカ	409,978,902,506	92.79
投資信託受益証券	9,409,916,997	2.13
内 アメリカ	9,409,916,997	2.13
投資証券	8,833,282,271	2.00
内 アメリカ	8,833,282,271	2.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,597,344,208	3.08
純資産総額	441,819,445,982	100.00

##### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	13,872,390,840	3.14
内 アメリカ	13,872,390,840	3.14
為替予約取引(買建)	4,050,809,350	0.92
内 日本	4,050,809,350	0.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2025年3月31日現在)

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 (円)	評価単価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	889,739 29,875,197,396	33,577.40 28,988,059,634	32,580.40 28,988,059,634	6.56
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	440,306 26,715,059,905	60,673.72 24,938,128,722	56,638.17 24,938,128,722	5.64
3	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	1,450,513 23,649,008,629	16,303.81 23,785,306,781	16,397.85 23,785,306,781	5.38
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	558,645 15,222,243,658	27,248.37 15,222,243,658	28,815.49 16,097,631,869	3.64
5	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	129,705 10,155,142,948	78,294.05 10,155,142,948	86,234.16 11,185,002,345	2.53
6	ISHARES CORE S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	-	112,761 9,596,649,905	85,106.03 9,596,649,905	83,450.10 9,409,916,997	2.13
7	BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	アメリカ	株式	金融	108,563 7,577,497,347	69,798.02 7,577,497,347	78,693.87 8,543,242,739	1.93
8	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	345,481 8,116,308,083	23,492.73 8,116,308,083	23,075.42 7,972,119,730	1.80
9	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	277,626 6,519,394,524	23,482.56 6,519,394,524	25,286.82 7,020,279,356	1.59
10	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	279,999 6,626,554,440	23,666.32 6,626,554,440	23,334.09 6,533,522,202	1.48

11	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	165,744	36,385.99 6,030,779,247	39,405.99 6,531,307,401	1.48
12	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	165,610	32,624.36 5,402,945,398	36,310.93 6,013,453,449	1.36
13	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	46,668	131,291.56 6,127,117,811	122,981.69 5,739,309,752	1.30
14	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	102,073	43,799.49 4,470,757,489	51,262.93 5,232,561,258	1.18
15	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	257,823	16,752.81 4,319,283,536	17,602.98 4,538,455,588	1.03
16	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	54,507	86,026.33 4,689,042,839	77,158.30 4,205,667,502	0.95
17	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	48,236	73,386.80 3,539,889,702	80,832.00 3,899,012,699	0.88
18	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需品	26,292	133,370.64 3,506,583,632	139,002.76 3,654,660,650	0.83
19	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケーション・サービス	25,336	109,688.32 2,779,066,955	139,629.25 3,537,646,729	0.80
20	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	142,600	24,256.33 3,458,958,373	24,477.91 3,490,551,278	0.79
21	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	138,883	25,984.63 3,608,833,328	25,123.84 3,489,275,048	0.79
22	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需品	256,936	11,954.87 3,071,646,185	12,731.62 3,271,213,572	0.74
23	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	104,560	29,016.15 3,033,936,686	30,694.96 3,209,465,101	0.73
24	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	58,836	54,413.16 3,201,457,016	53,550.58 3,150,702,396	0.71
25	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	98,989	21,294.48 2,107,925,046	24,833.77 2,458,270,732	0.56
26	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	392,180	5,963.00 2,338,597,341	6,167.70 2,418,848,586	0.55
27	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	229,322	10,443.22 2,394,882,039	10,521.72 2,412,862,424	0.55
28	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	56,682	38,855.61 2,202,414,916	40,365.91 2,288,020,760	0.52

29	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技術	235,894	7,653.18 1,805,368,449	9,099.78 2,146,585,202	0.49
30	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	株式	生活必需品	92,092	19,301.83 1,777,545,999	23,199.52 2,136,490,491	0.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.79%
投資信託受益証券	2.13%
投資証券	2.00%
合計	96.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 八 . 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.45%
素材	1.91%
資本財・サービス	8.02%
一般消費財・サービス	9.84%
生活必需品	5.68%
ヘルスケア	10.56%
金融	13.82%
情報技術	28.23%
コミュニケーション・サービス	8.75%
公益事業	2.40%
不動産	0.14%
合計	92.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位 : 円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	アメリカ	S&P500 EMINI JUN 25	買建	330	14,043,956,517	13,872,390,840	3.14%

為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2025年4月	買建	27,112,400	4,065,194,370	4,050,809,350	0.92%
--------	----	-----------------	----	------------	---------------	---------------	-------

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

#### (参考情報) 運用実績

## ● iFreeETF S&amp;P500(為替ヘッジなし)

2025年3月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	156,435円
純資産総額	37億円

## 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1ヶ月間	-4.8%
3ヶ月間	-11.5%
6ヶ月間	2.3%
1年間	5.9%
3年間	-
5年間	-
設定来	51.7%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(100口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,360円 設定来分配金合計額: 2,010円

決算期	第1期 23年9月	第2期 24年3月	第3期 24年9月	第4期 25年3月						
分配金	240円	410円	640円	720円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。  
※受益権分割前の分配金は、受益権分割を考慮して修正した値です。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	475	95.9%	米ドル	100.1%	情報技術	28.2%	APPLE INC	アメリカ	6.6%
外国投資信託	1	2.1%	日本円	-0.1%	金融	13.8%	MICROSOFT CORP	アメリカ	5.6%
外国リート	29	2.0%			ヘルスケア	10.6%	NVIDIA CORP	アメリカ	5.4%
					一般消費財・サービス	9.8%	AMAZON.COM INC	アメリカ	3.6%
コール・ローン、その他		3.1%			コミュニケーション・サービス	8.7%	S&P500 EMINI JUN 25	アメリカ	3.1%
合計	505	-			資本財・サービス	8.0%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	2.5%
国・地域別構成					生活必需品	5.7%	ISHARES CORE S&P 500 ETF	アメリカ	2.1%
アメリカ	100.1%				エネルギー	3.5%	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	1.9%
					公益事業	2.4%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.8%
					素材、他	2.1%	BROADCOM INC	アメリカ	1.6%
合計		100.1%	合計	100.0%	合計	92.8%	合計		34.4%

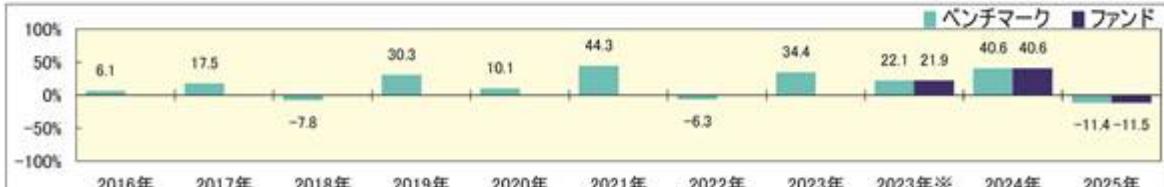
※株式業種別構成は、原則としてS&amp;PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

## 年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&amp;P500指数(税引後配当込み、円ベース)です。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間收益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2023年※は設定日(5月10日)から年末、2025年は3月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※当ファンドは、2025年3月25日を効力発生日として受益権1口を10口に分割いたしました。

受益権分割前の基準価額および分配金再投資基準価額は、受益権分割を考慮して修正した値です。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、5,000口以上1口単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める时限までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

委託会社は、原則として、次の1．から3．までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1．または2．に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1．計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- 2．ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日
- 3．前1．および前2．のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

お買付価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、当初設定にかかる受益権の価額は、1口につき2023年5月8日のS&P500指数（配当込み、米ドルベース）の終値を2023年5月9日の為替レートで円換算した値の100分の1に相当する数値の額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等

の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### <一部解約>

委託会社の各営業日の委託会社が別に定める時限までに受けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

受益者は、自己に帰属する受益権について、5,000口以上1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、原則として次の1．から3．までに該当する場合は、受益権の一部解約請求の受け付けを停止します。なお、次の1．または2．に該当する場合であっても、委託会社の判断により受益権の一部解約請求を受付けることがあります。

- 1．計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- 2．ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日
- 3．前1．および前2．のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、前 の一部解約請求を受けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金にかかる金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前 の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きが行なわれた後に、振替機関は、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <有価証券との交換の取扱い>

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

#### <受益権の買取り>

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

前項の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前項による受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取りを取消すことができます。

前項の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受けたものとして、前の規定に準じて計算されたものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は、100口当たりの価額で表示されます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年5月10日から2023年9月10日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が7万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、信託期間中において、次のイ.からハ.までに該当することとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

イ. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ. 対象株価指数が廃止された場合

ハ. 対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、前イ.に該当することとなった場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を

定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3.または前 の2.に規定する書面に付記します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

##### <支払方法>

1. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者と

し、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適當と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
  - イ．受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
  - ロ．前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ．の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
  - ハ．前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ．の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
7. 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）は、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託会社または前3.の取引参加者から支払います。
8. 受託会社は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
9. 受託会社は、前8.の規定により委託会社に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
10. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 挿金（解約）手続等」をご参照下さい。



### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2024年9月11日から2025年3月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

iFreeETF S & P500（為替ヘッジなし）

### (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2024年9月10日現在	第4期 2025年3月10日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>コール・ローン</b>	2,541,685	3,819,929
<b>親投資信託受益証券</b>	3,119,808,927	4,188,805,692
<b>流動資産合計</b>	<u>3,122,350,612</u>	<u>4,192,625,621</u>
<b>資産合計</b>	<u>3,122,350,612</u>	<u>4,192,625,621</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払収益分配金</b>	13,511,424	18,843,552
<b>未払受託者報酬</b>	313,003	433,550
<b>未払委託者報酬</b>	782,578	1,083,946
<b>その他未払費用</b>	848,050	1,513,945
<b>流動負債合計</b>	<u>15,455,055</u>	<u>21,874,993</u>
<b>負債合計</b>	<u>15,455,055</u>	<u>21,874,993</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	1,2,206,795,548	1,2,735,717,348
<b>剰余金</b>		
<b>期末剰余金又は期末欠損金（）</b>	900,100,009	1,435,033,280
<b>（分配準備積立金）</b>	30,518	101,396
<b>元本等合計</b>	<u>3,106,895,557</u>	<u>4,170,750,628</u>
<b>純資産合計</b>	<u>3,106,895,557</u>	<u>4,170,750,628</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>3,122,350,612</u>	<u>4,192,625,621</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2024年3月11日 至 2024年9月10日	第4期 自 2024年9月11日 至 2025年3月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	19,788	113,852
有価証券売買等損益	<u>45,146,447</u>	266,127,215
営業収益合計	<u>45,166,235</u>	266,241,067
<b>営業費用</b>		
支払利息	25	-
受託者報酬	313,003	433,550
委託者報酬	782,578	1,083,946
その他費用	<u>1,119,192</u>	1,806,088
営業費用合計	<u>2,214,798</u>	3,323,584
<b>営業利益又は営業損失（）</b>	<b>42,951,437</b>	<b>262,917,483</b>
経常利益又は経常損失（）	<u>42,951,437</u>	262,917,483
当期純利益又は当期純損失（）	<u>42,951,437</u>	262,917,483
期首剩余金又は期首次損金（）	934,442,901	900,100,009
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,905,426,150	4,614,882,640
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,905,426,150	4,614,882,640
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,969,209,055	4,324,023,300
当期一部交換に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,969,209,055	4,324,023,300
<b>分配金</b>	<b><u>2 13,511,424</u></b>	<b><u>2 18,843,552</u></b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金（）</b>	<b>900,100,009</b>	<b>1,435,033,280</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自2024年9月11日 至2025年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 2024年9月10日現在	第4期 2025年3月10日現在
1. 1 期首元本額	2,550,699,248円	2,206,795,548円
期中追加設定元本額	5,968,663,000円	7,297,239,300円
期中一部交換元本額	6,312,566,700円	6,768,317,500円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	211,116口	261,716口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

区分	第3期 自2024年3月11日 至2024年9月10日	第4期 自2024年9月11日 至2025年3月10日
1. 1 その他費用	主に、対象指数の商標の使用料 であります。	主に、対象指数の商標の使用料 であります。
2. 2 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配 当金、配当株式、受取利息及び その他収益金から支払利息を控 除した当期配当等収益額 ( 15,694,432円 ) 及び分配準備 積立金(62,283円)の合計額か ら、経費(2,214,773円)を控除し て計算される分配対象額は 13,541,942円 ( 10口当たり641 円 ) であり、うち13,511,424円 ( 10口当たり640円 ) を分配金額 としてあります。	当計算期間中に計上した受取配 当金、配当株式、受取利息及び その他収益金から支払利息を控 除した当期配当等収益額 ( 22,238,014円 ) 及び分配準備 積立金(30,518円)の合計額か ら、経費(3,323,584円)を控除し て計算される分配対象額は 18,944,948円 ( 10口当たり723 円 ) であり、うち18,843,552円 ( 10口当たり720円 ) を分配金額 としてあります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自2024年9月11日 至2025年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 2025年3月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期	第4期
	2024年9月10日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	2025年3月10日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	141,034,766	156,851,613
合計	141,034,766	156,851,613

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期	第4期
2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自2024年9月11日 至2025年3月10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 2024年9月10日現在	第4期 2025年3月10日現在
1口当たり純資産額 (10口当たり純資産額)	14,716.5円 (147,165円)	15,936.2円 (159,362円)

(重要な後発事象)

第4期 自2024年9月11日 至2025年3月10日	
受益権の再分割	
(1)2025年3月25日に受益権1口に対して10口の割合で再分割を行っております。	
(2)再分割により増加した受益権口数 (3)再分割による受益権の効力発生日	2,071,944口 2025年3月25日

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド	1,200,815,782	4,188,805,692	
親投資信託受益証券 合計			4,188,805,692	
合計			4,188,805,692	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年9月10日現在 金額(円)	2025年3月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	3,026,431,311	4,767,364,068
コール・ローン	2,455,229,292	5,787,096,600
株式	247,837,866,936	362,956,272,316
投資信託受益証券	45,325,460,547	52,172,705,801
投資証券	5,879,236,250	7,705,549,434
派生商品評価勘定	12,171	4,581

未収配当金	275,256,305	359,122,301
差入委託証拠金	3,358,174,140	4,246,280,237
流動資産合計	308,157,666,952	437,994,395,338
資産合計	308,157,666,952	437,994,395,338
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	158,348,517	1,038,519,764
未払金	870,532,449	630,173,494
未払解約金	-	1,673,460
流動負債合計	1,028,880,966	1,670,366,718
<b>負債合計</b>	<b>1,028,880,966</b>	<b>1,670,366,718</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1	95,852,138,800
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金( )	211,276,647,186	311,240,718,646
<b>元本等合計</b>	<b>307,128,785,986</b>	<b>436,324,028,620</b>
<b>純資産合計</b>	<b>307,128,785,986</b>	<b>436,324,028,620</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>308,157,666,952</b>	<b>437,994,395,338</b>

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年9月11日 至2025年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券</p>

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

### (3) 投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法

### (1) 先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

### (2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

### 受取配当金

原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

区分	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
1. 1 期首	2024年3月11日	2024年9月11日
期首先本額	69,479,565,956円	95,852,138,800円
期中追加設定元本額	28,655,268,554円	31,370,264,702円
期中一部解約元本額	2,282,695,710円	2,139,093,528円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
i Free S & P 5 0 0 インデックス	83,061,963,946円	106,462,480,760円
D C ダイワ S & P 5 0 0 インデックス	2,196,171,340円	5,111,725,877円
米国株式インデックス ( S&P500 )	9,620,341,156円	12,199,011,178円
iFreeETF S&P500(為替ヘッジなし)	973,662,358円	1,200,815,782円
ダイワS&P500インデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用)	-円	109,276,377円
計	95,852,138,800円	125,083,309,974円
2. 期末日における受益権の総数	95,852,138,800口	125,083,309,974口

#### (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年9月11日 至2025年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用してあります。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年3月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p>

## (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	2,842,857,663	17,989,920,474
投資信託受益証券	493,505,474	1,830,461,119
投資証券	63,590,257	197,820,363
合計	3,399,953,394	15,961,638,992

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 1. 株式関連

種類	2024年9月10日現在			2025年3月10日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	うち 1年超			
市場取引						
株価指数						
先物取引						
買建	9,042,154,969	-	8,926,464,406	115,690,563	14,967,039,573	-
合計	9,042,154,969	-	8,926,464,406	115,690,563	14,967,039,573	-
					14,045,903,519	921,136,054

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. 通貨関連

種類	2024年9月10日現在				2025年3月10日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)		
	うち 1年超			うち 1年超				
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	3,276,044,978	-	3,233,399,195	42,645,783	6,319,639,636	-	6,202,260,507	117,379,129
アメリカ・ドル	3,276,044,978	-	3,233,399,195	42,645,783	6,319,639,636	-	6,202,260,507	117,379,129
合計	3,276,044,978	-	3,233,399,195	42,645,783	6,319,639,636	-	6,202,260,507	117,379,129

### (注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (1口当たり情報)

	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
1口当たり純資産額	3.2042円	3.4883円
(1万口当たり純資産額)	(32,042円)	(34,883円)

### 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	6,014	240.920	1,448,892.880	
	PALO ALTO NETWORKS INC	33,677	180.930	6,093,179.610	
	FIRST SOLAR INC	5,509	139.130	766,467.170	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	8,930	155.890	1,392,097.700	
	SYNCHRONY FINANCIAL	20,033	54.740	1,096,606.420	
	ABBOTT LABORATORIES	89,245	137.140	12,239,059.300	
	HOWMET AEROSPACE INC	20,904	124.400	2,600,457.600	
	VERISK ANALYTICS INC	7,266	300.480	2,183,287.680	
	LAS VEGAS SANDS CORP	17,907	45.060	806,889.420	
	AMPHENOL CORP-CL A	62,034	62.930	3,903,799.620	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,510	596.790	1,497,942.900	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	27,701	71.270	1,974,250.270	
	AFLAC INC	25,726	108.410	2,788,955.660	
	DARDEN RESTAURANTS INC	6,046	194.670	1,176,974.820	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	8,068	127.510	1,028,750.680	
	ADOBE INC	22,650	449.400	10,178,910.000	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	8,954	77.130	690,622.020	
	LULULEMON ATHLETICA INC	5,812	344.360	2,001,420.320	
	GARMIN LTD	7,904	219.340	1,733,663.360	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	11,439	316.410	3,619,413.990	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	33,458	214.520	7,177,410.160	
	WR BERKLEY CORP	15,490	62.560	969,054.400	
	AUTOZONE INC	870	3,614.970	3,145,023.900	
	DOLLAR TREE INC	10,399	68.990	717,427.010	
	PINNACLE WEST CAPITAL	5,850	91.990	538,141.500	
	CELANESE CORP	5,625	55.320	311,175.000	
	DR HORTON INC	15,005	133.420	2,001,967.100	
	AUTODESK INC	11,063	259.750	2,873,614.250	
	MOODY'S CORP	8,018	461.510	3,700,387.180	
	DEVON ENERGY CORP	33,800	34.710	1,173,198.000	
	ALBEMARLE CORP	6,048	75.510	456,684.480	
	ATMOS ENERGY CORP	7,987	148.600	1,186,868.200	
	ALLIANT ENERGY CORP	13,203	62.490	825,055.470	
	CITIGROUP INC	97,314	70.460	6,856,744.440	

AUTOMATIC DATA PROCESSING	20,965	306.450	6,424,724.250
AMERICAN ELECTRIC POWER	27,403	104.620	2,866,901.860
DOMINO'S PIZZA INC	1,777	472.050	838,832.850
HESS CORP	14,221	147.430	2,096,602.030
DAVITA INC	2,321	147.020	341,233.420
DANAHER CORP	33,076	212.070	7,014,427.320
FORTIVE CORP	17,852	76.600	1,367,463.200
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	29,544	170.240	5,029,570.560
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	24,602	49.440	1,216,322.880
APPLE INC	777,775	239.070	185,942,669.250
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	12,919	167.520	2,164,190.880
BOEING CO/THE	38,466	154.180	5,930,687.880
CINCINNATI FINANCIAL CORP	8,043	139.960	1,125,698.280
BECTON DICKINSON AND CO	14,872	229.540	3,413,718.880
LEIDOS HOLDINGS INC	6,866	139.240	956,021.840
NISOURCE INC	24,018	38.500	924,693.000
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	6,082	102.450	623,100.900
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	37,411	85.840	3,211,360.240
VERIZON COMMUNICATIONS INC	216,604	46.060	9,976,780.240
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	94,313	495.620	46,743,409.060
ANSYS INC	4,500	325.610	1,465,245.000
TRUIST FINANCIAL CORP	68,307	42.190	2,881,872.330
BLACKSTONE GROUP INC/THE	37,150	145.150	5,392,322.500
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	104,358	61.090	6,375,230.220
JPMORGAN CHASE & CO	144,861	242.280	35,096,923.080
T ROWE PRICE GROUP INC	11,431	100.660	1,150,644.460
LKQ CORP	13,376	43.380	580,250.880
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	9,371	36.930	346,071.030
CADENCE DESIGN SYS INC	14,112	243.210	3,432,179.520
AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,992	499.340	2,492,705.280
DOLLAR GENERAL CORP	11,316	81.840	926,101.440
SERVICENOW INC	10,600	850.630	9,016,678.000
CATERPILLAR INC	24,842	350.300	8,702,152.600
BROWN & BROWN INC	12,212	118.650	1,448,953.800
CHARLES RIVER LABORATORIES	2,631	175.920	462,845.520
CMS ENERGY CORP	15,374	73.080	1,123,531.920
MOSAIC CO/THE	16,344	25.140	410,888.160
DELTA AIR LINES INC	32,988	53.280	1,757,600.640
CORNING INC	39,650	45.930	1,821,124.500

CISCO SYSTEMS INC	205,098	63.940	13,113,966.120
MORGAN STANLEY	63,829	119.290	7,614,161.410
DECKERS OUTDOOR CORP	7,817	126.720	990,570.240
MSCI INC	4,033	561.890	2,266,102.370
FAIR ISAAC CORP	1,253	1,834.130	2,298,164.890
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,650	606.610	1,000,906.500
BROADCOM INC	240,321	194.960	46,852,982.160
DTE ENERGY COMPANY	10,656	131.680	1,403,182.080
CENTENE CORP	25,977	60.030	1,559,399.310
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,387	213.000	1,147,431.000
CITIZENS FINANCIAL GROUP	22,676	41.640	944,228.640
ARTHUR J GALLAGHER & CO	12,839	324.000	4,159,836.000
GARTNER INC	3,969	482.100	1,913,454.900
DOMINION ENERGY INC	43,222	55.220	2,386,718.840
MONSTER BEVERAGE CORP	36,029	55.070	1,984,117.030
SMITH (A.O.) CORP	6,129	69.410	425,413.890
DEERE & CO	13,092	499.620	6,541,025.040
QUANTA SERVICES INC	7,595	246.020	1,868,521.900
POOL CORP	1,958	364.310	713,318.980
GLOBAL PAYMENTS INC	13,095	100.770	1,319,583.150
NASDAQ INC	21,293	74.660	1,589,735.380
TARGA RESOURCES CORP	11,220	181.910	2,041,030.200
CONSOLIDATED EDISON INC	17,824	103.640	1,847,279.360
TELEFLEX INC	2,390	139.850	334,241.500
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,099	163.450	669,981.550
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	3,726	231.470	862,457.220
MOLINA HEALTHCARE INC	2,943	327.330	963,332.190
IDEX CORP	3,896	187.660	731,123.360
COLGATE-PALMOLIVE CO	42,039	96.740	4,066,852.860
ROLLINS INC	14,453	51.780	748,376.340
AMETEK INC	11,902	183.990	2,189,848.980
CHURCH & DWIGHT CO INC	12,606	112.330	1,416,031.980
GENERAC HOLDINGS INC	3,061	136.580	418,071.380
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,955	440.730	861,627.150
LYONDELLBASELL INDU-CL A	13,368	77.500	1,036,020.000
TYLER TECHNOLOGIES INC	2,202	588.010	1,294,798.020
COSTCO WHOLESALE CORP	22,798	964.310	21,984,339.380
EPAM SYSTEMS INC	2,919	198.800	580,297.200
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	70,111	50.230	3,521,675.530

CUMMINS INC	7,059	342.130	2,415,095.670
CDW CORP/DE	6,857	168.370	1,154,513.090
COSTAR GROUP INC	21,094	79.390	1,674,652.660
OLD DOMINION FREIGHT LINE	9,667	179.550	1,735,709.850
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,754	191.280	718,065.120
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	12,544	247.140	3,100,124.160
DEXCOM INC	20,098	77.840	1,564,428.320
NORDSON CORP	2,795	215.310	601,791.450
COPART INC	45,109	53.740	2,424,157.660
DIAMONDBACK ENERGY INC	9,615	140.110	1,347,157.650
ALIGN TECHNOLOGY INC	3,611	173.750	627,411.250
TRANSDIGM GROUP INC	2,893	1,341.590	3,881,219.870
BIO-TECHNE CORP	8,176	64.370	526,289.120
KINDER MORGAN INC	99,452	26.140	2,599,675.280
HCA HEALTHCARE INC	9,384	330.150	3,098,127.600
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,940	208.940	405,343.600
COTERRA ENERGY INC	37,902	26.090	988,863.180
T-MOBILE US INC	25,079	265.240	6,651,953.960
COCA-COLA CO/THE	199,489	71.430	14,249,499.270
EXPEDITORS INTL WASH INC	7,202	126.480	910,908.960
FRANKLIN RESOURCES INC	15,898	20.320	323,047.360
CSX CORP	99,226	31.260	3,101,804.760
EXPEDIA GROUP INC	6,320	184.330	1,164,965.600
AMAZON.COM INC	481,528	199.250	95,944,454.000
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	30,348	70.330	2,134,374.840
EXXON MOBIL CORP	226,147	109.020	24,654,545.940
AES CORP	36,585	11.250	411,581.250
EVEREST GROUP LTD	2,211	363.760	804,273.360
EOG RESOURCES INC	28,940	125.260	3,625,024.400
EQT CORP	30,702	47.000	1,442,994.000
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	7,730	87.520	676,529.600
CENCORA INC	9,024	254.580	2,297,329.920
AGILENT TECHNOLOGIES INC	14,784	126.700	1,873,132.800
FORD MOTOR CO	200,849	9.900	1,988,405.100
FORTINET INC	32,733	101.280	3,315,198.240
NEXTERA ENERGY INC	105,811	72.830	7,706,215.130
FREEPORT-MCMORAN INC	73,936	36.940	2,731,195.840
INSULET CORP	3,609	251.810	908,782.290
US BANCORP	80,270	44.720	3,589,674.400

UNITED RENTALS INC	3,377	628.760	2,123,322.520
F5 NETWORKS INC	2,989	275.630	823,858.070
SUPER MICRO COMPUTER INC	25,912	38.240	990,874.880
FASTENAL CO	29,477	79.980	2,357,570.460
FISERV INC	29,273	218.040	6,382,684.920
GENERAL ELECTRIC CO	55,689	193.850	10,795,312.650
AXON ENTERPRISE INC	3,727	526.400	1,961,892.800
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	22,625	20.060	453,857.500
GENERAL MOTORS CO	56,579	47.440	2,684,107.760
GENERAL DYNAMICS CORP	13,278	271.560	3,605,773.680
GOLDMAN SACHS GROUP INC	16,152	559.670	9,039,789.840
ALPHABET INC-CL A	300,648	173.860	52,270,661.280
ALPHABET INC-CL C	244,884	175.750	43,038,363.000
GENERAL MILLS INC	28,565	64.500	1,842,442.500
FIRSTENERGY CORP	26,392	38.560	1,017,675.520
GENUINE PARTS CO	7,154	127.170	909,774.180
FIFTH THIRD BANCORP	34,502	40.060	1,382,150.120
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	9,759	220.100	2,147,955.900
HALLIBURTON CO	45,203	25.000	1,130,075.000
HOME DEPOT INC	51,109	376.800	19,257,871.200
ASSURANT INC	2,639	204.580	539,886.620
HUNTINGTON BANCSHARES INC	74,753	15.140	1,131,760.420
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,013	195.970	394,487.610
HERSHEY CO/THE	7,602	185.060	1,406,826.120
HUMANA INC	6,196	259.760	1,609,472.960
NXP SEMICONDUCTORS NV	13,077	222.560	2,910,417.120
HENRY SCHEIN INC	6,415	74.590	478,494.850
HP INC	49,587	30.540	1,514,386.980
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	66,822	15.810	1,056,455.820
ARCH CAPITAL GROUP LTD	19,281	91.000	1,754,571.000
KRAFT HEINZ CO/THE	45,419	32.180	1,461,583.420
ENPHASE ENERGY INC	6,952	61.630	428,451.760
INTL BUSINESS MACHINES CORP	47,577	261.540	12,443,288.580
HUBBELL INC	2,762	354.470	979,046.140
INTERNATIONAL PAPER CO	26,976	52.300	1,410,844.800
ZOETIS INC	23,214	170.370	3,954,969.180
TRANE TECHNOLOGIES PLC	11,578	344.760	3,991,631.280
ALLEGION PLC	4,473	131.300	587,304.900
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	5,922	134.510	796,568.220

JUNIPER NETWORKS INC	17,036	36.060	614,318.160
JM SMUCKER CO/THE	5,475	117.380	642,655.500
JOHNSON & JOHNSON	123,883	166.690	20,650,057.270
ABBVIE INC	90,927	214.290	19,484,746.830
HOLOGIC INC	11,951	64.540	771,317.540
KIMBERLY-CLARK CORP	17,159	144.790	2,484,451.610
KROGER CO	34,248	66.700	2,284,341.600
KLA CORP	6,883	711.290	4,895,809.070
LOCKHEED MARTIN CORP	10,855	473.650	5,141,470.750
CORPAY INC	3,587	335.710	1,204,191.770
LOWE'S COS INC	29,190	242.660	7,083,245.400
ELI LILLY & CO	40,543	869.580	35,255,381.940
LAM RESEARCH CORP	66,206	79.010	5,230,936.060
LOEWS CORP	9,301	85.340	793,747.340
MCDONALD'S CORP	36,873	321.290	11,846,926.170
3M CO	28,020	146.300	4,099,326.000
META PLATFORMS INC CLASS A	112,171	625.660	70,180,907.860
S&P GLOBAL INC	16,337	497.000	8,119,489.000
MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,145	460.390	1,447,926.550
PHILLIPS 66	21,250	126.180	2,681,325.000
MGM RESORTS INTERNATIONAL	11,643	32.030	372,925.290
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	12,976	82.620	1,072,077.120
METLIFE INC	29,928	82.250	2,461,578.000
ARISTA NETWORKS INC	53,152	83.360	4,430,750.720
MOTOROLA SOLUTIONS INC	8,599	423.130	3,638,494.870
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,086	1,291.560	1,402,634.160
BAKER HUGHES CO	50,915	42.890	2,183,744.350
ROCKWELL AUTOMATION INC	5,809	276.540	1,606,420.860
MERCK & CO. INC.	130,161	94.650	12,319,738.650
DUPONT DE NEMOURS INC	21,506	78.150	1,680,693.900
MASCO CORP	11,101	75.200	834,795.200
M & T BANK CORP	8,537	178.740	1,525,903.380
MARSH & MCLENNAN COS	25,270	235.490	5,950,832.300
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	11,868	262.750	3,118,317.000
WORKDAY INC-CLASS A	10,960	252.380	2,766,084.800
VISTRA CORP	17,506	114.320	2,001,285.920
NETAPP INC	10,537	93.770	988,054.490
NIKE INC -CL B	61,261	78.590	4,814,501.990
NORFOLK SOUTHERN CORP	11,641	242.220	2,819,683.020

MICROCHIP TECHNOLOGY INC	27,631	59.770	1,651,504.870
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	9,415	143.370	1,349,828.550
NORTHROP GRUMMAN CORP	7,047	486.520	3,428,506.440
NEWMONT CORP	58,578	43.870	2,569,816.860
MCKESSON CORP	6,532	644.220	4,208,045.040
XYLEM INC	12,501	130.620	1,632,880.620
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	80,003	150.950	12,076,452.850
NUCOR CORP	12,082	133.720	1,615,605.040
GODADDY INC - CLASS A	7,224	175.280	1,266,222.720
EVERGY INC	11,833	65.800	778,611.400
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	34,763	47.240	1,642,204.120
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,283	446.740	573,167.420
KKR & CO INC	34,734	115.270	4,003,788.180
PAYCHEX INC	16,481	153.480	2,529,503.880
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,971	1,319.010	3,918,778.710
ALTRIA GROUP INC	87,205	57.790	5,039,576.950
P G & E CORP	112,490	15.970	1,796,465.300
PFIZER INC	291,591	26.730	7,794,227.430
CIGNA CORP	14,312	321.020	4,594,438.240
DELL TECHNOLOGIES -C	15,805	91.460	1,445,525.300
XCEL ENERGY INC	29,547	68.000	2,009,196.000
STERIS PLC	5,079	232.740	1,182,086.460
FOX CORP - CLASS B	6,788	51.600	350,260.800
FOX CORP - CLASS A	11,379	55.670	633,468.930
STRYKER CORP	17,654	379.300	6,696,162.200
DOW INC	36,023	37.450	1,349,061.350
PARKER HANNIFIN CORP	6,623	634.750	4,203,949.250
UBER TECHNOLOGIES INC	108,348	76.270	8,263,701.960
PROCTER & GAMBLE CO/THE	121,177	175.950	21,321,093.150
EXELON CORP	51,703	43.110	2,228,916.330
INGERSOLL-RAND INC	20,737	85.230	1,767,414.510
NVR INC	158	7,393.210	1,168,127.180
CONOCOPHILLIPS	66,559	90.630	6,032,242.170
PAYCOM SOFTWARE INC	2,502	213.020	532,976.040
DAYFORCE INC	8,114	55.420	449,677.880
PEPSICO INC	70,595	154.440	10,902,691.800
CORTEVA INC	35,364	60.560	2,141,643.840
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	18,318	111.240	2,037,694.320
AMCOR PLC	74,369	10.290	765,257.010

CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	11,974	333.500	3,993,329.000
AMERICAN WATER WORKS CO INC	10,028	145.400	1,458,071.200
ACCENTURE PLC-CL A	32,152	342.180	11,001,771.360
PENTAIR PLC	8,502	88.350	751,151.700
QUALCOMM INC	57,166	161.220	9,216,302.520
INVESCO LTD	23,126	15.630	361,459.380
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	10,827	85.610	926,899.470
REGENERON PHARMACEUTICALS	5,417	707.510	3,832,581.670
REPUBLIC SERVICES INC	10,473	234.180	2,452,567.140
BOOKING HOLDINGS INC	1,703	4,673.380	7,958,766.140
ROSS STORES INC	17,071	135.960	2,320,973.160
PACKAGING CORP OF AMERICA	4,588	206.650	948,110.200
RESMED INC	7,553	232.440	1,755,619.320
QUEST DIAGNOSTICS INC	5,743	175.560	1,008,241.080
MODERNA INC	17,424	35.610	620,468.640
RALPH LAUREN CORP	2,069	232.630	481,311.470
REVVITY INC	6,262	117.560	736,160.720
CARRIER GLOBAL CORP	42,935	67.390	2,893,389.650
OTIS WORLDWIDE CORP	20,554	104.010	2,137,821.540
REGIONS FINANCIAL CORP	46,765	22.070	1,032,103.550
MATCH GROUP INC	12,920	32.620	421,450.400
CHEVRON CORP	85,995	156.340	13,444,458.300
EDISON INTERNATIONAL	19,921	56.400	1,123,544.400
TESLA INC	143,699	262.670	37,745,416.330
GEN DIGITAL INC	27,902	28.210	787,115.420
STANLEY BLACK & DECKER INC	7,932	88.970	705,710.040
SYNOPSYS INC	7,904	450.880	3,563,755.520
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	4,975	379.520	1,888,112.000
VIATRIS INC	61,416	9.650	592,664.400
AIRBNB INC-CLASS A	22,273	134.390	2,993,268.470
CBRE GROUP INC - A	15,477	130.460	2,019,129.420
SOUTHERN CO/THE	56,378	91.400	5,152,949.200
SYSCO CORP	25,276	76.550	1,934,877.800
TRAVELERS COS INC/THE	11,681	257.700	3,010,193.700
STEEL DYNAMICS INC	7,285	125.030	910,843.550
SCHLUMBERGER LTD	72,661	41.370	3,005,985.570
AT&T INC	369,200	27.120	10,012,704.000
APA CORP	19,035	18.840	358,619.400
SOUTHWEST AIRLINES CO	30,859	29.200	901,082.800

ON SEMICONDUCTOR CORP	21,909	45.400	994,668.600
CAESARS ENTERTAINMENT INC	10,933	28.480	311,371.840
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	11,922	363.620	4,335,077.640
SEMPRA ENERGY	32,591	69.300	2,258,556.300
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	105,472	84.910	8,955,627.520
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	10,884	88.000	957,792.000
TEXAS INSTRUMENTS INC	46,938	190.520	8,942,627.760
SALESFORCE.COM INC	49,190	282.890	13,915,359.100
Apollo Global Management Inc CLASS	23,000	132.400	3,045,200.000
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	34,372	80.060	2,751,822.320
TERADYNE INC	8,380	108.540	909,565.200
UNION PACIFIC CORP	31,195	249.310	7,777,225.450
MARATHON PETROLEUM CORP	16,537	137.550	2,274,664.350
RTX CORP	68,487	128.400	8,793,730.800
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	37,632	121.620	4,576,803.840
IQVIA HOLDINGS INC	8,872	191.630	1,700,141.360
AMEREN CORPORATION	13,735	98.590	1,354,133.650
UNITEDHEALTH GROUP INC	47,353	493.480	23,367,758.440
VERISIGN INC	4,252	240.470	1,022,478.440
VALERO ENERGY CORP	16,290	126.850	2,066,386.500
ULTA BEAUTY INC	2,424	355.430	861,562.320
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,021	172.660	521,605.860
ELEVANCE HEALTH INC	11,933	409.460	4,886,086.180
WALT DISNEY CO/THE	93,181	105.510	9,831,527.310
WELLS FARGO & CO	171,317	71.050	12,172,072.850
WASTE MANAGEMENT INC	18,793	229.550	4,313,933.150
WILLIAMS COS INC	62,723	54.380	3,410,876.740
TRACTOR SUPPLY COMPANY	27,487	56.890	1,563,735.430
WALMART INC	223,346	91.720	20,485,295.120
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	10,243	107.990	1,106,141.570
WYNN RESORTS LTD	4,760	88.720	422,307.200
WABTEC CORP	8,844	179.290	1,585,640.760
TJX COMPANIES INC	58,034	119.270	6,921,715.180
WATERS CORP	3,055	392.990	1,200,584.450
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	16,922	82.880	1,402,495.360
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,654	292.690	776,799.260
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	36,925	11.390	420,575.750
WILLIS TOWERS WATSON PLC	5,183	330.890	1,715,002.870

WESTERN DIGITAL CORP	17,788	41.700	741,759.600
WEC ENERGY GROUP INC	16,278	106.840	1,739,141.520
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	25,636	79.090	2,027,551.240
VISA INC-CLASS A SHARES	88,918	345.320	30,705,163.760
PPL CORP	37,972	34.070	1,293,706.040
CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	16,093	212.540	3,420,406.220
PULTEGROUP INC	10,552	107.910	1,138,666.320
WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	114,866	11.070	1,271,566.620
PPG INDUSTRIES INC	11,937	115.480	1,378,484.760
NORTHERN TRUST CORP	10,199	104.320	1,063,959.680
NVIDIA CORP	1,262,175	112.690	142,234,500.750
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	20,416	179.770	3,670,184.320
TYSON FOODS INC-CL A	14,708	61.240	900,717.920
NETFLIX INC	21,995	891.110	19,599,964.450
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	19,681	531.710	10,464,584.510
NRG ENERGY INC	10,423	88.090	918,162.070
GLOBE LIFE INC	4,319	125.490	541,991.310
TEXTRON INC	9,545	75.420	719,883.900
NEWS CORP - CLASS B	5,761	31.820	183,315.020
NEWS CORP - CLASS A	19,496	27.960	545,108.160
TEXAS PACIFIC LAND CORP	969	1,374.740	1,332,123.060
OMNICOM GROUP	10,038	85.000	853,230.000
JACOBS SOLUTIONS INC	6,393	124.530	796,120.290
ORACLE CORP	82,698	155.160	12,831,421.680
MASTERCARD INC - A	42,177	546.770	23,061,118.290
ONEOK INC	30,059	89.570	2,692,384.630
ROPER TECHNOLOGIES INC	5,517	588.380	3,246,092.460
YUM! BRANDS INC	14,359	162.530	2,333,768.270
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	8,404	204.330	1,717,189.320
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	8,988	61.860	555,997.680
BANK OF AMERICA CORP	343,479	41.400	14,220,030.600
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,398	482.940	1,158,090.120
AMERICAN EXPRESS CO	28,635	273.210	7,823,368.350
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	23,508	86.580	2,035,322.640
LINDE PLC	24,500	468.770	11,484,865.000
ANALOG DEVICES INC	25,547	225.860	5,770,045.420
ADVANCED MICRO DEVICES	83,500	100.310	8,375,885.000

KENVUE INC	98,651	23.420	2,310,406.420
VERALTO CORP	12,725	100.120	1,274,027.000
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	32,096	81.520	2,616,465.920
BUNGE GLOBAL LTD	7,184	75.600	543,110.400
SKYWORKS SOLUTIONS INC	8,218	72.610	596,708.980
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	12,728	214.000	2,723,792.000
AVERY DENNISON CORP	4,134	183.940	760,407.960
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	25,512	83.230	2,123,363.760
EMERSON ELECTRIC CO	29,339	118.610	3,479,898.790
AON PLC-CLASS A	11,128	403.090	4,485,585.520
AMGEN INC	27,658	324.860	8,984,977.880
TAPESTRY INC	11,991	74.920	898,365.720
EATON CORP PLC	20,335	284.980	5,795,068.300
COOPER INC	10,247	85.000	870,995.000
CONSTELLATION BRANDS INC-A	8,033	186.250	1,496,146.250
APPLIED MATERIALS INC	42,419	155.680	6,603,789.920
CME GROUP INC	18,542	254.570	4,720,236.940
ECOLAB INC	12,967	269.260	3,491,494.420
EQUIFAX INC	6,378	254.690	1,624,412.820
GILEAD SCIENCES INC	64,126	117.410	7,529,033.660
KEURIG DR PEPPER INC	57,930	33.340	1,931,386.200
HORMEL FOODS CORP	14,954	29.940	447,722.760
STATE STREET CORP	15,084	89.650	1,352,280.600
SOLVENTUM CORP	7,111	77.930	554,160.230
GE VERNONA	14,184	289.300	4,103,431.200
SCHWAB (CHARLES) CORP	87,620	74.630	6,539,080.600
LABCORP HOLDINGS	4,304	253.030	1,089,041.120
BAXTER INTERNATIONAL INC	26,272	36.570	960,767.040
SMURFIT WESTROCK PLC	25,426	46.530	1,183,071.780
THE CAMPBELL S COMPANY	10,107	41.810	422,573.670
TE CONNECTIVITY LTD	15,393	150.810	2,321,418.330
BLACKROCK INC	7,491	946.920	7,093,377.720
CARDINAL HEALTH INC	12,453	126.500	1,575,304.500
APTIV HOLDINGS LTD	12,094	66.830	808,242.020
FEDEX CORP	11,566	253.920	2,936,838.720
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	19,630	173.170	3,399,327.100
FMC CORP	6,423	41.290	265,205.670
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,156	82.520	1,085,633.120
INTEL CORP	221,923	20.640	4,580,490.720

INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	19,167	28.180	540,126.060
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	14,916	117.800	1,757,104.800
ILLINOIS TOOL WORKS	13,827	274.480	3,795,234.960
INTUITIVE SURGICAL INC	18,327	518.260	9,498,151.020
SNAP-ON INC	2,702	342.050	924,219.100
CARMAX INC	7,972	76.720	611,611.840
DUKE ENERGY CORP	39,748	116.740	4,640,181.520
TARGET CORP	23,704	115.080	2,727,856.320
DOVER CORP	7,059	185.640	1,310,432.760
WW GRAINGER INC	2,280	1,007.710	2,297,578.800
JABIL INC	5,806	139.950	812,549.700
CINTAS CORP	17,639	203.060	3,581,775.340
CONAGRA BRANDS INC	24,558	27.230	668,714.340
LAMB WESTON HOLDINGS INC	7,337	53.010	388,934.370
CLOROX COMPANY	6,369	151.030	961,910.070
ENTERGY CORP	22,064	81.330	1,794,465.120
MICROSOFT CORP	382,557	393.310	150,463,493.670
INCYTE CORP	8,228	70.790	582,460.120
CVS HEALTH CORP	64,751	66.330	4,294,933.830
MEDTRONIC PLC	65,988	94.500	6,235,866.000
MICRON TECHNOLOGY INC	57,050	92.960	5,303,368.000
CENTERPOINT ENERGY INC	33,534	34.260	1,148,874.840
HASBRO INC	6,747	64.350	434,169.450
KELLOGG CO	13,834	82.450	1,140,613.300
KEYCORP	51,004	15.730	802,292.920
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	68,804	67.740	4,660,782.960
CHUBB LTD	19,289	286.590	5,528,034.510
ALLSTATE CORP	13,625	200.730	2,734,946.250
EBAY INC	24,647	70.510	1,737,859.970
PAYPAL HOLDINGS INC	51,585	70.480	3,635,710.800
EASTMAN CHEMICAL CO	5,964	98.790	589,183.560
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	12,011	73.310	880,526.410
TRIMBLE INC	12,566	69.060	867,807.960
LENNAR CORP-A	12,288	125.190	1,538,334.720
PROGRESSIVE CORP	30,143	279.820	8,434,614.260
PACCAR INC	26,978	110.060	2,969,198.680
BIOGEN INC	7,498	150.380	1,127,549.240
IDEXX LABORATORIES INC	4,213	430.120	1,812,095.560
STARBUCKS CORP	58,323	106.480	6,210,233.040

PTC INC	6,181	162.650	1,005,339.650	
EVERSOURCE ENERGY	18,853	60.980	1,149,655.940	
INTUIT INC	14,422	609.610	8,791,795.420	
BORGWARNER INC	11,253	29.810	335,451.930	
BEST BUY CO INC	10,054	79.410	798,388.140	
BALL CORP	15,355	54.260	833,162.300	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	75,835	99.130	7,517,523.550	
ELECTRONIC ARTS INC	12,281	140.040	1,719,831.240	
VULCAN MATERIALS CO	6,795	220.900	1,501,015.500	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	13,251	488.290	6,470,330.790	
PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	30,613	12.140	371,641.820	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,696	117.010	315,458.960	
CARNIVAL CORP	53,448	20.640	1,103,166.720	
COMCAST CORP-CLASS A	196,406	37.590	7,382,901.540	
アメリカ・ドル 小計			2,462,724,062.400 (362,956,272,316)	
合計			362,956,272,316 [362,956,272,316]	

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES CORE S&P 500 ETF	611,919	354,001,260.690	
	アメリカ・ドル 小計			354,001,260.690 (52,172,705,801)	
投資信託受益証券 合計				52,172,705,801 [52,172,705,801]	
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,309	1,596,651.050	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	15,781	2,700,129.100	
		BXP INC	7,485	516,465.000	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	5,533	1,237,898.090	
		EQUITY RESIDENTIAL	17,568	1,264,368.960	
		EQUINIX INC	4,965	4,267,516.800	
		AMERICAN TOWER CORP	24,044	5,104,300.760	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	35,968	587,357.440	
		KIMCO REALTY CORP	34,684	743,278.120	
		INVITATION HOMES INC	29,315	1,002,279.850	
		VICI PROPERTIES INC	54,242	1,771,001.300	
		VENTAS INC	21,586	1,465,041.820	
		WEYERHAEUSER CO	37,386	1,145,880.900	

CROWN CASTLE INTL CORP	22,362	2,185,438.260	
IRON MOUNTAIN INC	15,100	1,274,138.000	
PROLOGIS INC	47,656	5,714,430.960	
ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	8,003	820,227.470	
CAMDEN PROPERTY TRUST	5,489	666,858.610	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,307	997,854.180	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	3,935	398,654.850	
WELLTOWER INC	30,438	4,488,083.100	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	35,989	738,134.390	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	6,014	1,000,489.040	
REALTY INCOME CORP	45,033	2,633,529.840	
PUBLIC STORAGE	8,109	2,546,063.820	
REGENCY CENTERS CORP	8,405	621,633.800	
UDR INC	15,450	687,216.000	
DIGITAL REALTY TRUST INC	16,044	2,393,283.480	
EXTRA SPACE STORAGE INC	10,907	1,715,343.890	
アメリカ・ドル 小計		52,283,548.880 (7,705,549,434)	
投資証券 合計		7,705,549,434 [7,705,549,434]	
合計		59,878,255,235 [59,878,255,235]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

### 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 474銘柄 投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 29銘柄	85.9%	12.3%	1.8%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2025年3月31日

資産総額	3,793,605,417円
負債総額	20,146,981円
純資産総額（ - ）	3,773,458,436円
発行済数量	2,412,160口
1単位当たり純資産額（ / ）	1,564.35円

(参考) S & P 5 0 0 インデックス・マザーファンド

### 純資産額計算書

2025年3月31日

資産総額	442,319,037,225円
負債総額	499,591,243円
純資産総額（ - ）	441,819,445,982円
発行済数量	129,018,901,307口
1単位当たり純資産額（ / ）	3.4245円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

##### (2) 受益者に対する特典

ありません。

##### (3) 貸渡制限の内容

貸渡制限はありません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (7) 受益権の分割、再分割および併合

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。

前 の規定により委託会社は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関の規定に従い、次の1. ~ 5.のとおり行ないます。

1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。
2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。

3. 前2.により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託会社が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。
4. 前3.により委託会社が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。
5. 委託会社は、受益権の取得申込の受付および一部解約請求の受付について制限を行なう場合があります。

(8) 償還金

償還金は、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託会社または取引参加者から支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2025年3月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間における資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	89	423,212
追加型株式投資信託	789	29,203,469
株式投資信託 合計	878	29,626,681
単位型公社債投資信託	72	132,397
追加型公社債投資信託	14	1,359,047
公社債投資信託 合計	86	1,491,444
総合計	964	31,118,125

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	1,982	4,813
有価証券	346	503
前払費用	393	481
未収委託者報酬	12,525	16,513
未収収益	47	78
関係会社短期貸付金	22,100	23,400
その他	59	88
<b>流動資産計</b>	<b>37,455</b>	<b>45,878</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	1	196
建物	3	2
器具備品	193	174
無形固定資産	1,482	1,342
ソフトウェア	1,351	1,063
ソフトウェア仮勘定	131	279
投資その他の資産	13,824	13,660

投資有価証券	8,260	8,448
関係会社株式	3,475	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,066	1,021
繰延税金資産	824	524
その他	20	12
<b>固定資産計</b>	<b>15,503</b>	<b>15,180</b>
<b>資産合計</b>	<b>52,959</b>	<b>61,058</b>

(単位:百万円)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
-----------------------	-----------------------

#### 負債の部

##### 流動負債

預り金	101	158
未払金	5,874	6,187
未払収益分配金	38	39
未払償還金	12	12
未払手数料	4,525	5,849
その他未払金	2	285
未払費用	3,987	5,035
未払法人税等	560	3,842
未払消費税等	327	872
賞与引当金	692	1,048
その他	2	1
<b>流動負債計</b>	<b>11,545</b>	<b>17,146</b>

##### 固定負債

退職給付引当金	2,276	2,227
役員退職慰労引当金	51	62
その他	0	-
<b>固定負債計</b>	<b>2,329</b>	<b>2,289</b>
<b>負債合計</b>	<b>13,874</b>	<b>19,435</b>

#### 純資産の部

##### 株主資本

資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
<b>資本剰余金合計</b>	<b>11,495</b>	<b>11,495</b>

<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	374	374
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	11,505	13,048
<b>利益剰余金合計</b>	<hr/> 11,879	<hr/> 13,422
<b>株主資本合計</b>	<hr/> 38,549	<hr/> 40,092
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	534	1,530
<b>評価・換算差額等合計</b>	<hr/> 534	<hr/> 1,530
<b>純資産合計</b>	<hr/> 39,084	<hr/> 41,623
<b>負債・純資産合計</b>	<hr/> 52,959	<hr/> 61,058

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
<b>営業収益</b>		
<b>委託者報酬</b>	69,845	76,221
<b>その他営業収益</b>	<hr/> 559	<hr/> 717
<b>営業収益計</b>	<hr/> 70,405	<hr/> 76,939
<b>営業費用</b>		
<b>支払手数料</b>	29,405	31,497
<b>広告宣伝費</b>	662	947
<b>調査費</b>	9,638	10,709
<b>調査費</b>	1,469	1,700
<b>委託調査費</b>	8,169	9,009
<b>委託計算費</b>	1,783	1,783
<b>営業雑経費</b>	1,658	2,285
<b>通信費</b>	181	163
<b>印刷費</b>	468	514
<b>協会費</b>	51	51
<b>諸会費</b>	17	18
<b>その他営業雑経費</b>	<hr/> 939	<hr/> 1,538
<b>営業費用計</b>	<hr/> 43,147	<hr/> 47,224
<b>一般管理費</b>		
<b>給料</b>	5,788	6,601
<b>役員報酬</b>	317	483
<b>給料・手当</b>	4,369	4,543
<b>賞与</b>	409	527
<b>賞与引当金繰入額</b>	<hr/> 692	<hr/> 1,048

福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	11,946	12,346
<b>営業利益</b>	<b>15,310</b>	<b>17,368</b>

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
<b>営業外収益計</b>	<b>608</b>	<b>388</b>
<b>営業外費用</b>		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
<b>営業外費用計</b>	<b>277</b>	<b>215</b>
<b>経常利益</b>	<b>15,642</b>	<b>17,540</b>
<b>特別損失</b>		
システム刷新関連費用	-	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	-
<b>特別損失計</b>	<b>486</b>	<b>286</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>15,155</b>	<b>17,253</b>
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	139
法人税等合計	4,838	5,394
<b>当期純利益</b>	<b>10,317</b>	<b>11,859</b>

### (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,064

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 4 ~ 20年

(2) 無形固定資産

定額法によってあります。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によってあります。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されたため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた171百万円は、「受取配当金」25百万円、「その他」146百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	38百万円	39百万円
器具備品	296百万円	308百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金	1,178百万円	236百万円

## 3 保証債務

前事業年度（2023年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd.の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

### 2. 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,316百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,955円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,858百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,546円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月20日

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### 市場リスクの管理

( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っています。

( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っています。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っています。

## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 前事業年度（2023年3月31日）

( 1 ) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

( 単位：百万円 )

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	-	7,939
資産合計	57	7,882	-	7,939

### 当事業年度（2024年3月31日）

( 1 ) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

( 単位：百万円 )

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	-	8,285
資産合計	144	8,141	-	8,285

**(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債**

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

**(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明**

**有価証券及び投資有価証券**

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

**(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。**

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

**(有価証券関係)**

**1. 子会社株式及び関連会社株式**

**前事業年度（2023年3月31日）**

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載していません。

**当事業年度（2024年3月31日）**

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載していません。

**2. その他有価証券**

**前事業年度（2023年3月31日）**

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	392
小計	2,798	3,190	392
合計	7,939	7,168	771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	144	55	89
(2) その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	213
小計	1,543	1,756	213
合計	8,285	6,079	2,205

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

##### （1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	322	266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,276百万円	2,227百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	150百万円	138百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262

投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,799</b>	<b>1,910</b>
評価性引当額	459	486
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,339</b>	<b>1,424</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	356	740
連結法人間取引（譲渡益）	159	159
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>515</b>	<b>899</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>824</b>	<b>524</b>

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### （収益認識関係）

#### （1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が76,221百万円、その他717百万円であります。

#### （2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

#### （3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### （セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	17,100 0	関係会社短期貸付金	22,100
-----	---------------	---------	---------	---------	----------	----	------	-----------------------	-------------	-----------	--------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

## 当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	11,100 0	関係会社短期貸付金	23,400

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

## 前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

## 当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,354	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

#### (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2) 不動産の賃借料(注3)	13,072 1,062	未払手料 長期差入保証金	2,663 1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	883	未払費用	81

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
----	--------	-----	---------------	-------	-------------------	-----------	-------	-----------	----	-----------

同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	13,749 1,030	未払手数料 長期差入保証金	3,491 1,010
同一の親会社をもつ会社	株大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	902	未払費用	87

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

#### 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

##### （1株当たり情報）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 14,983.42円	1株当たり純資産額 15,956.63円
1株当たり当期純利益 3,955.35円	1株当たり当期純利益 4,546.57円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

##### （重要な後発事象）

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日（予定）
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

### 中間財務諸表

#### (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間  
(2024年9月30日)

---

#### 資産の部

##### 流動資産

現金・預金	4,555
有価証券	1,271
未収委託者報酬	18,273
関係会社短期貸付金	16,900
その他	916
<b>流動資産合計</b>	<b>41,916</b>

##### 固定資産

有形固定資産	1	60
無形固定資産		
ソフトウェア		878
その他		346
<b>無形固定資産合計</b>		<b>1,225</b>

##### 投資その他の資産

投資有価証券	9,666
関係会社株式	3,414
繰延税金資産	748

その他	1,095
投資その他の資産合計	14,924
固定資産合計	16,211
資産合計	58,128

(単位:百万円)

当中間会計期間  
(2024年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金	6,580
未払費用	5,540
未払法人税等	4,405
賞与引当金	910
その他	2 1,107
流動負債合計	18,545

## 固定負債

退職給付引当金	2,270
役員退職慰労引当金	55
固定負債合計	2,325
負債合計	20,870

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495

## 利益剰余金

利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,774
利益剰余金合計	9,148
株主資本合計	35,818

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,438
評価・換算差額等合計	1,438
純資産合計	37,257
負債・純資産合計	58,128

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
<b>営業収益</b>		
委託者報酬		44,508
その他営業収益		483
<b>営業収益合計</b>		<b>44,992</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料		18,092
その他営業費用		9,300
<b>営業費用合計</b>		<b>27,392</b>
<b>一般管理費</b>	<b>1</b>	<b>6,708</b>
<b>営業利益</b>		<b>10,890</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2</b>	<b>281</b>
<b>営業外費用</b>	<b>3</b>	<b>21</b>
<b>経常利益</b>		<b>11,150</b>
<b>特別利益</b>	<b>4</b>	<b>491</b>
<b>特別損失</b>	<b>5</b>	<b>154</b>
<b>税引前中間純利益</b>		<b>11,487</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>		<b>4,086</b>
<b>法人税等調整額</b>		<b>183</b>
<b>中間純利益</b>		<b>7,584</b>

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金	

当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当中間期変動額						
剩余金の配当	-	-	-	11,858	11,858	11,858
中間純利益	-	-	-	7,584	7,584	7,584
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	4,274	4,274	4,274
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,774	9,148	35,818

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当中間期変動額			
剩余金の配当	-	-	11,858
中間純利益	-	-	7,584
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	91	91	91
当中間期変動額 合計	91	91	4,365
当中間期末残高	1,438	1,438	37,257

**注記事項****(重要な会計方針)****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社及び関連会社株式**

移動平均法による原価法により計上しております。

**(2) その他有価証券****市場価格のない株式等以外のもの**

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

**市場価格のない株式等**

移動平均法による原価法を採用しております。

**2. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産**

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

#### （2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### （1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

#### （2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### （3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

### 5. その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくたため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（中間貸借対照表関係）

#### 1 減価償却累計額

当中間会計期間

（2024年9月30日現在）

有形固定資産

358百万円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## 3 保証債務

当中間会計期間（2024年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd.の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

### 1 減価償却実施額

当中間会計期間	
(自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	211百万円

### 2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間	
(自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
投資有価証券売却益	184百万円
有価証券償還益	45百万円
受取配当金	27百万円

### 3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間	
(自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
為替差損	17百万円

### 4 特別利益の項目

当中間会計期間	
(自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
投資有価証券売却益	380百万円
固定資産売却益	
美術品	83百万円
ゴルフ会員権	26百万円

### 5 特別損失の項目

## 当中間会計期間

(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

## 固定資産売却損

美術品	85百万円
ゴルフ会員権	15百万円
投資有価証券評価損	53百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(金融商品関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

## 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8,991	-	10,594
資産合計	1,602	8,991	-	10,594

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1,386
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,386百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	123	55	67

(2) その他	6,715	4,477	2,238
小計	6,838	4,532	2,306
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,756	3,988	232
小計	3,756	3,988	232
合計	10,594	8,520	2,073

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (収益認識関係)

##### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が44,508百万円、その他483百万円であります。

##### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

##### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

##### [セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

##### [関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

##### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

#### [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

#### [ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

#### ( 1 株当たり情報 )

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	14,283.03円
1株当たり中間純利益	2,907.52円

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

#### ( 重要な後発事象 )

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いたしました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株

払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込日	2024年10月1日
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する 議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する 議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2024年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	
	エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,905百万円 (2023年12月31日現在)	(注1)	
	S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	(注1)	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	(注1)	
	野村證券株式会社	10,000百万円	(注1)	
	バークレイズ証券株式会社	38,945百万円	(注1)	
	B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	(注1)	
	B o f A 証券株式会社	83,140百万円 (2023年12月31日現在)	(注1)	
	みずほ証券株式会社	125,167百万円	(注1)	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い等を行ないます。

## 3 【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日)	(書類名)
2024年12月3日	有価証券報告書、有価証券届出書
2025年3月3日	有価証券届出書の訂正届出書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	間瀬 友未
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	渡部 啓太
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴木 崇雄

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF S&P500（為替ヘッジなし）の2024年9月11日から2025年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeETF S&P500（為替ヘッジなし）の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 渡部 啓太

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 松田 好弘

業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。